



弘化4年発行「改印札」の表（右）と裏（中）

幕末の広島藩札 はんきつ

江戸時代の大名の多くは自分の領内だけで通用する紙幣（藩札）を発行した。広島藩でも宝永元年（一七〇四）を最初とし、以後何度か藩札が発行されたり停止されたりした。藩札の発行が広島藩の財政に与えた影響は必ずしも単純ではないが、藩札の信用はおおむね不安定で、特に幕末近くになると、広島藩は藩札を濫発してインフレを引き起こした。

ここに掲げたのは広島藩最後の銀札で、額は銀三分である。紙面には「明和元年」（一七六四）とあるが、実際には弘化四年（一八四七）に新たに発行されたものである。とはいえっても旧来通用していた明和札とデザインはほとんど変わらず、少し大きく、朱印が紙面に捺されている点が異なるのみである。その丸い朱印は「弘化未定」、裏の六角形の印は「改」という文字である。これは、この札が弘化四年に改めて発行された新札であることを意味し、一般に「改印札」と呼ばれたりもする。紙面に書かれた三人（三原屋清三郎・三原屋小十郎・伊予屋吉左衛門）は広島島の商人で、藩札の発行・流通の責任と権限を持たされた札元である。（研究員 長澤 洋）

「国郡志御用二付下調書出帳」のマイクロ化について

江戸時代以前の広島県域に関する基本的な文献といえば、誰しも『芸藩通志』（全一五九巻）の名前を思い浮かべることでしょう。文政八年（一八二五）に頼杏坪らの手で編さんされたこの書物は、安芸・備後両国の国名考から始まり、村や町の現況は言うまでもなく、主だった古文書や芸文・古器物まで取り上げており、広島藩の代表的な地誌といえます。その基礎資料となったのが、芸備一六郡の村や町から提出された「国郡志御用二付下調書出帳」と、それを郡ごとに集計・要約した「郡辻」です。

県立文書館では、昨年から旧郡ごとに各村の「下調書出帳」と「郡辻」のマイクロ化に着手しました。これまでに、奴可郡分と世羅郡分については大半の撮影が終わり、山県郡分のマイクロ化も本年度中に完了する予定です。残りの一三郡についても、順次撮影を行うことにしています。

各村の「下調書出帳」や「郡辻」をマイクロ化するのには、次のような理由からです。第一は、『芸藩通志』の編さんのために、どの

ような事項が調査され、記録されたかが分かることです。雛型によると、「下調書出帳」には五〇、「郡辻」にも三〇の調査項目が挙げられています。多くの村や町の場合、この折りに初めて記録化された情報が少なくありません。第二は、基礎資料と比較検討することで、『芸藩通志』自体の資料的価値とその限界が明らかになることです。第三は、『芸藩通志』に未収録の記事も、今後は研究の素材として取り上げることができることです。

藩庁に提出された「下調書出帳」や、「郡辻」の原文書は、それを引き継いだ県庁の火災などのため残っていません。文書館がマイクロ化するのは、庄屋や町年寄などの家に伝来した藩庁提出原本の素案、控、写です。写の中には、後日まとめて書写された「編さん物」が少なくありません。下に掲げた写真は四冊本の『甲奴国郡志』（春・夏・秋・冬）ですが、「編さん物」の多くはこのように「郡」単位で構成されています。

なお、「下調書出帳」は『芸藩通志』の基礎資料として用いられたもののほかに、その改訂版が残されています。改訂版においては、第一次の差出原本から後半部の物産（穀類・菜蔬類・虫類・鳥獸類・食貨類）・農余浮

儲・家数・人数・牛馬数などの項目を削除し、その代わりに神社・小祠・寺院・堂宇・廃寺・旧蹟などについて詳細な追補をしています。したがって、村や町の「下調書出帳」が残されていても、まずどの段階で作られたものかを見極める必要があります。これまでマイクロ化した「編さん物」の場合、改訂版の写の方が多いように思われます。いずれにしろ、マイクロ化した「下調書出帳」を整理し、また利用するときには、この両者の違いに留意する必要があります。

（主任研究員 松井輝昭）



「甲奴国郡志」（秋山 勝氏所蔵）

「国郡志御用二付下調書出帳」

の裏打ちの取組より

大朝町教育委員会 石橋義行

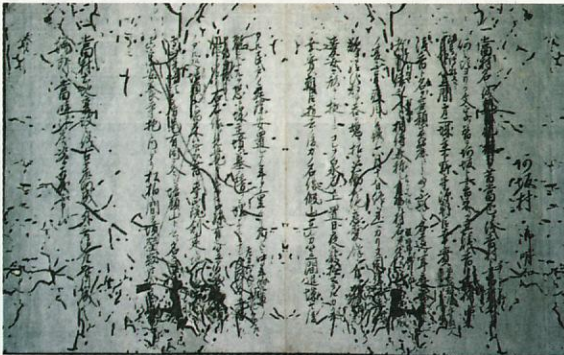
私たちが住む山県郡地域で、江戸時代の民衆が生活し力強く生きてきた記録であり、自然の様子も克明に記録されている「国郡志御用二付下調書出帳」は、文政二年（一八一九）、各村々から割庄屋を通し広島藩に差し出された当時の行政文書の一つである。この内容は現在の町勢要覧にあたるのであろうか。山県郡芸北町役場には、山県郡六〇か村分の「下調書出帳」が伝えられ、昭和六十三年に県立文書館に寄託された。

これらの古文書裏打ち事業に取り組みこととなった経過は次のとおりである。山県郡大朝町・豊平町・千代田町の三町は、昭和五十一年から中世遺跡三町連絡協議会を結成している。結成の目的は、民衆史観に立ち、中世の人々の生き方や社会のありかたを、遺跡や古文書、伝承などを手がかりにして明らかにし、その成果を遺跡整備やさまざまな地域学習活動に活かし、社会の発展に役立てることである。その活動の一環として、近世の山県郡地域の民衆の生活が明らかとなり、中世の

状況までも垣間見れるこれらの古文書を補修・保存し、活用しようという声が協議会の中からあがった。加計町・芸北町・戸河内町・簡賀村を含めた七か町村の事業として予算を組んでいただくよう山県郡の教育長会に取りまとめを依頼し、各町村の御協力をいただくことになったのである。

各町村の担当者と一緒に、これらを県立文書館で見たときには、紙は黒ずみ、いたる所に虫が食った穴があり、中には形が崩れかけているものまであり、触るのが躊躇される状態であった。しかし、裏打ち等の補修を完了し、再度見せていただいた

ときには、これが元の古文書であろうかと目を疑った。紙の表面は洗浄されて白くなり、虫の穴もよく見ないとわからない状態できれいに補修されており、技術の素晴らしさを実感した。つづいてこれらをマイクロフィルムにおさめ、各町村は関係村のフィルムを持つこととなったのである。



阿坂村「国郡志」の補修前（上）と補修後（下）

過去の歴史から学ぶことは数多く、過去の記録遺産を後世に残していくことは、多くの歴史遺産が失われつつある現在、大変重要なことと考えている。そんな矢先、この貴重な古文書を裏打ちし、保存・活用する事業に携われたことを、担当者として幸せに感じているとともに、この事業を山県郡全七か町村で取り組めたことは、各町村関係者の深いご理解のおかげであると大変感謝している。とりわけ所蔵者である芸北町の町長さんをはじめとする関係者の皆さま、また県立文書館に対してもこの場を借りてお礼を申し述べたい。

藤沢市文書館における

行政文書の管理と評価選別

藤沢市文書館 石井 修

行政文書の管理 神奈川県藤沢市の行政文書（永年保存文書及び有期限保存文書）は作成・完成後二年後に原課より文書館に引継がれ、保存年限別、完結年度別に専用保存庫に保管される。文書にはフォルダー単位に箱番号、整理番号が付され、パソコンに入力される。

原課の職員は自由に保存庫に入入りし閲覧利用（複写）ができるが、文書の持ち出し利用については期限が定められている。保存文書については、保存年限が経過すると廃棄されるが、廃棄の前に保存年限の短縮・延長などの見直しが行われる。また、永年保存文書については二十年経過した時点で見直しを行い、永年保存文書としての厳選をし、見直しの結果非現用となった文書は歴史資料としての活用が可能となる。その後、後述の歴史的資料としての評価選別を行い、原課にそのリストの照会確認を行った上で廃棄が決定される。なお、マイクロフィルム文書については原課で作製し、マスターフィルムが文書館に引継がれ、文書館では保存環境のより整った

民間倉庫会社に保管委託している。

行政文書の評価選別と整理 歴史

的資料としての行政文書の評価選別については、評価選別基準及び分類・保存年限別文書表に基づき行われる。当館で定めた評価選別基準は次のとおりである。

- (1) 各種制度の新設、変更、廃止に関するもの
 - (2) 市政の施策、企画を具体的に示す文書
 - (3) 各種条例規則等例規に関するもの
 - (4) 監査公表書
 - (5) 各種調査、統計、および報告に関するもの
 - (6) 各種褒賞、表彰に関するもの
 - (7) 各種委員会、審議会等会議に関するもの
 - (8) 陳情、請願に関するもの
 - (9) 文書の中に添付されている行政資料
 - (10) その他
- 上記基準に付加すべきものとして、藤沢市固有の事業に関する文書（江ノ島観光行政など）や市制記念事業に関するもの、住民生活や活動を示すものなどがある。さらに文書名



藤沢市文書館の文書庫

を保存年限別、分類別の基準表に示し具体性をもたせている。評価選別基準は社会状況等の変化に応じ定期的に見直す必要がある。また、一貫した評価選別（同一文書の継続的選択保存）や保存スペースなども評価選別の方法基準である。

現在それら選別した文書（非現用文書）はフォルダー単位のリストを作製したうえ、保存庫の狭隘化のため民間倉庫会社に保管委託している。将来的には中間庫の設置を計画しており段階的な評価選別が可能となろう。また、それらは公文書の「三十年公開原則」という潮流に照らし順次整理を行い、件名目録の作製を進めている。

（平成六年度収集古文書から）

榑崎圭三と大正初年の乾版写真

榑崎圭三氏は弘化四年（一八四七）に高田郡三田村（現広島市安佐北区白木町）で生まれ、「芸備街道」（広島〜三次間、県道37号線）の拡張に尽力し、また、後に広島県林業の大神人の一人に数えられました。収益率の高い榑崎式製炭法、胞子の培養によるシイタケ栽培法の二つを指導・普及するため、明治



三十年代から大正九年に没するまで、全国を精力的に歩き、岩手県などで大変感謝されています。

昨年度、末孫の榑崎和彦氏より圭三氏に関わる文書、約一三〇点が文書館に寄贈されました。その中に篤林家としての圭三氏の活躍の跡を辿れる資料も、僅かながら含まれています。明治末年から大正初年にかけての、六〇枚の乾版写真（ガラス板の写真の感光材）もその一つです。上に掲げた写真はそのうちの一枚です。写真中央の立札から、大正元年十二月に安佐郡戸山村（現広島市安佐南区沼田町）で、榑崎式製炭法を伝習したおりの記念写真と考えられます。

この鮮明な写真から、当時の村人（男性）の服装を始めとして、文字資料から得られない種々の情報が読み取れます。乾版写真や、その焼き付けなども立派な歴史資料ですから、その保存に十分留意しなければならぬことがわかります。

（主任研究員 松井輝昭）

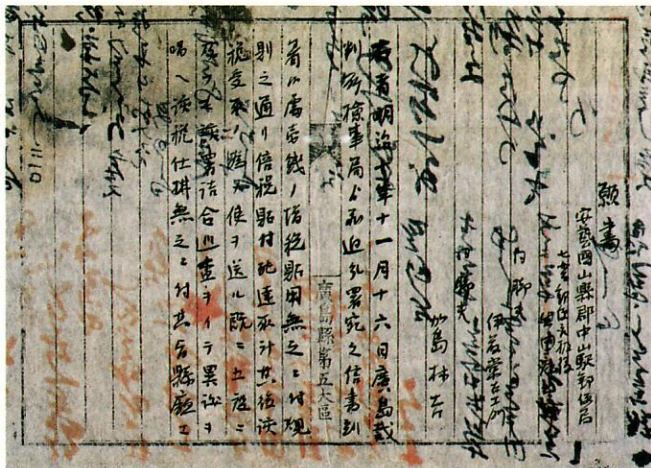
平成6年度に寄贈・寄託された古文書

文書名等	推定点数	所在地等	内容	備考
永井弥六氏収集文書	44	広島・三田	庄屋文書・凶書、富くじ	寄託
田原家文書	16	東京	広島県衛生部長日記、私文書	寄贈
弓場基治氏収集文書	1	因島	昭和産業博覧会記念葉書1組	寄贈
岩竹家文書	1,000	庄原・田原	田原村他庄屋文書	寄贈
井上家文書	1,000	広島・熊野跡	庄屋文書、私文書	寄託
林氏収集文書	100	廿日市	河内協同組合事務用箋	寄贈
森本重次氏収集文書	1	福山	県訓令	寄贈
今田家文書	3	佐伯・鹿川	地券、鹿川村予算書	寄贈
愛媛新聞社収集文書	2	松山市	芸備日日新聞	寄贈
朝井衿善氏収集文書	3	尾道	鉄道案内等	寄贈
山名家文書	2,500	府中市	庄屋・村会・地主文書	寄託
郷田守人氏収集文書	100	山県・宮迫	襖・屏風下張り（高田郡他）	寄贈
榑崎家文書	130	広島・三田	戸長役場、椎茸栽培文書等	寄贈
計	4,900			

〔古文書への招待〕
屏風から現れた

山県郡中山郵便局の文書

山県郡千代田町中山にあった「中山郵便局」は、郵便局制度発足翌年の明治五年（一八七二）から、「郵便御用取扱所」として業務を開始し、同八年一月生田庫太郎が七等郵便取扱役に任命されて開局した。開局間もない時期の帳簿類が、大朝町宮迫の表具師郷田守人さん



方にあった古い屏風の下張りから見つかったのは昨年秋のことである。

見つかったのは、中山郵便局の明治十一年（一八七八）の郵便受払日誌や郵便配達帳など計五冊。これらによって中山郵便局に到着した郵便を「脚夫」たちが、あて先に配達した時の様子も詳しくわかった。

当時の郵便料金は葉書一銭、封書二銭。ただし、中山郵便局管内は、現在の千代田町・豊平町の一部と大朝町全域で、すべて市外地で不便地帯のため一銭の追加料金が加わった。しかし、その分の切手が貼付されること

願書

安芸国山県郡中山郵便局
七等郵便取扱役
生田庫太郎
同 脚夫 伊藤常右工門
同 脚夫 加島林吉

右者明治十年十一月十六日、広島裁判所検事局へ蔵迫分署宛之信書到着候処、壹銭ノ増税貼用無之ニ付、規則之通り倍税貼付配達取計、其後該税受取ノ為メ使ヲ送ル既ニ五度ニ及フモ、該署詰合巡査ライテ異議ヲ唱へ該税仕払無之ニ付、其旨県庁エ

は少なく、その場合は不足税として倍額の二銭が受取人から徴収されることとなっていた。

上に掲げた「願書」も、屏風から見つかったものである。内容は、広島裁判所検事局から蔵迫の警察分署あての信書を配達したところ、一銭の増税分の切手が貼付されておらず、不足税二銭を請求したところ、分署の巡査が異議を唱えて「使ヲ送ル既ニ五度ニ及フモ」支払おうとしない。そこで中山郵便局から県庁に処置を願ったというものである。

当時の郵便局では、事前に不足税分の切手を貼付し、「先払又ハ不足」の印判などで消印してから配達した。このため受取人は否応なしに不足税を支払わなければならない。現在のような「受取拒絶」は認められなかった。このような郵便局のない地方への郵便に追加料金が不要となるのは、明治十六年一月施行の郵便条例改正以降である。

付記、「中山郵便局」は明治二十五年三月に廃局し、切手マニアの間では「幻の郵便局」として知られる。

（文書調査員 久枝秀夫）



「不足税」と記された中山郵便局消印のある葉書

古文書解読講座の開催

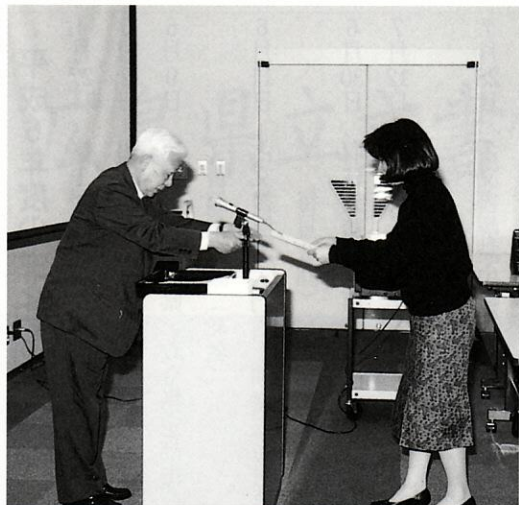
県立文書館では、昨年度も古文書解読講座（入門・中級）を開催しました。各受講生の方から感想を寄せていただきました。

古文書解読入門講座に参加して

双三郡作木村 桑名陽子

浄土真宗のお寺に嫁いで、私は宗祖親鸞聖人と出会い、そして自然に歴史への関心を深めるようになった。機会があればもっと学習して地域のお役に立ちたいと思っていた。

そんな折りの講座を知った。講座の後半には「近世の宗教」が取り上げてあり、この



上ない魅力を感じて即刻申し込んだ。

ところがいざ受講すると急ぎ家事を片づけ、自家用車で二時間半、たどりが着いた途端に安心して眠気の差すこともあった。

しかし難解であるが少しずつ解読できる喜びがあった。その頃たまたま訪れた村の教育委員会で、西本願寺に関する古文書を見せていただいた。講座で教わった字句が実際に使われてあり、それを解読できたことは驚きにも似ていた。また講座で知り合った友人との交流も楽しみだった。いつも一杯八十円の熱い紅茶を飲みながらしばしば別れを惜しんだ。一つの世も時代の流れに翻弄されながら人々は力強く生きてきたことが、古文書の中から蘇ってきて、現代を生きる私に何かと語りかけてくる。お役に立つ日はまだ程遠いが、そんな日を想像しながらこれからも学習していきたい。

最後に、ご指導いただいた文書館の先生方や関係者の方々に心より感謝の言葉を述べたい。

古文書解読中級講座に参加して

広島市 藤井照子

古文書解読講座に入って早二年。中級の教材は「堀川町覚書」。代々広島に住む私にと

り前から興味をもっていた文書である。

展覧会等で、能筆の由緒ある文書を観るにつけ、大略なりとも意味を掴むことができたら、もう少し深く観ることができようものにと、残念に思っていた。そして側の人が曲がりなりにも読み下すのを驚嘆の目でみたものである。

この度受講する機会を得、中級は読みを当てられるとあって、他の講座は休むともこの講座だけは休まず、只々神妙にドキドキしながら通った。スラスラと読める人も多々ある中で、休んでついていけなくなるのを恐れたのである。その成果は、古文書独特の言い廻しを少々覚え、助けを借りつつたどたどしく読める程度であるが、最初の時からみると、私としては格段の進歩である。これを励みに同好会に入り、楽しく続けていきたいと思っている。

この講座は解読に留まらず、その背景を説明する資料が配布され、きめ細かく、感謝している。

〔同好会だより〕 今年七月、同好会第二

グループができました。千葉家文書の「道中安楽記」を苦労しながら読んでいます。

平成6年度の主なできごと

- 4月27日 第1回文書調査員会議
- 5月2日 書庫燻蒸（6日まで）
- 6月9日 第6回都道府県・政令指定都市公文書館長会議（48名）
- 6月11日 古文書解読入門講座開講（11日まで 毎月2回）
- 6月30日 収蔵文書目録第2集発行
- 7月12日 安田女子大学学外古文書学実習（学生65名）
- 7月28日 古文書解読中級講座開講（7年6月まで 毎月1回）
- 7月31日 平成5年度事業年報・紀要第3号発行
- 8月22日 文書館だより第4号発行



古文書の取扱いについての講習会



行政文書の選別作業

- 9月2日 行政文書・古文書保存管理講習会（福山市中央公民館 73名）
- 10月22日 郷土史講座 藤井 昭「芸備の莊園と名の祭り」（三原市中央公民館）
- 10月24日 収蔵文書展「江戸の旅人たち」開催（12月24日まで）
- 11月17日 第2回文書調査員会議
- 12月4日 郷土史講座 西村 晃「江戸の旅人たち―道中記を読む―」
- 3月7日 寄贈・寄託者感謝状贈呈式
- 3月11日 古文書の取扱いについての講習会
- 3月15日 県庁書庫から選別行政文書を搬入
- 3月31日 資料集第2集「宮本愚翁日記抜粹・恩ほうし」発行

利用案内

- 開館時間
 - *月～金曜日 9時～17時
 - *土曜日 9時～12時
- 休館日
 - *日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - *年末年始（12月28日～1月4日）
- *交通 JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町經由宇品行き）いずれも、広電本社前下車徒歩7分
- 広島県情報プラザ2F



県立文書館
（広島県情報プラザ）

広島県立文書館だより 第六号

平成七年九月二十五日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七―四七
電話 082―2445―8444
印刷 株式会社原色美術印刷社